

港湾法施行令の一部改正について

1. 改正の背景・目的

第164回国会において、「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律」（平成18年法律第38号。以下「改正法」という。）が成立し、平成18年5月17日に公布されたところです。

改正法において、港湾法（昭和25年法律第218号）を改正し、港湾の環境整備に資する港湾工事の費用負担を適正化するために、国土交通大臣の実施する港湾工事においても港湾環境整備負担金を徴収できることとしています。

この改正は、平成18年10月1日の施行を予定しており、港湾法施行令（昭和26年政令第4号）について所要の規定を整備する予定です。

2. 概要

改正後の港湾法第43条の5第1項において、国土交通大臣の実施する港湾工事で、港湾の環境を整備・保全することを目的とするものが、臨港地区内等にある工場・事業場についてその環境を保全し、又はその立地若しくはその事業活動に伴う当該工場・事業場の周辺地域の生活環境の悪化を防止・軽減することに資するときは、当該工場・事業場に係る事業者に、当該港湾工事に要する費用の一部を負担させることができることとされております。当該負担の基準は政令で定めることとされております。以下のように定めることを検討しております。

- ◆ 国土交通大臣の実施する港湾工事における港湾環境整備負担金の負担の基準は、港湾管理者の実施する港湾工事における同基準を定めた現行第15条の5と同様のものとする。

3. 今後のスケジュール（予定）

公布日：未定

施行日：平成18年10月1日